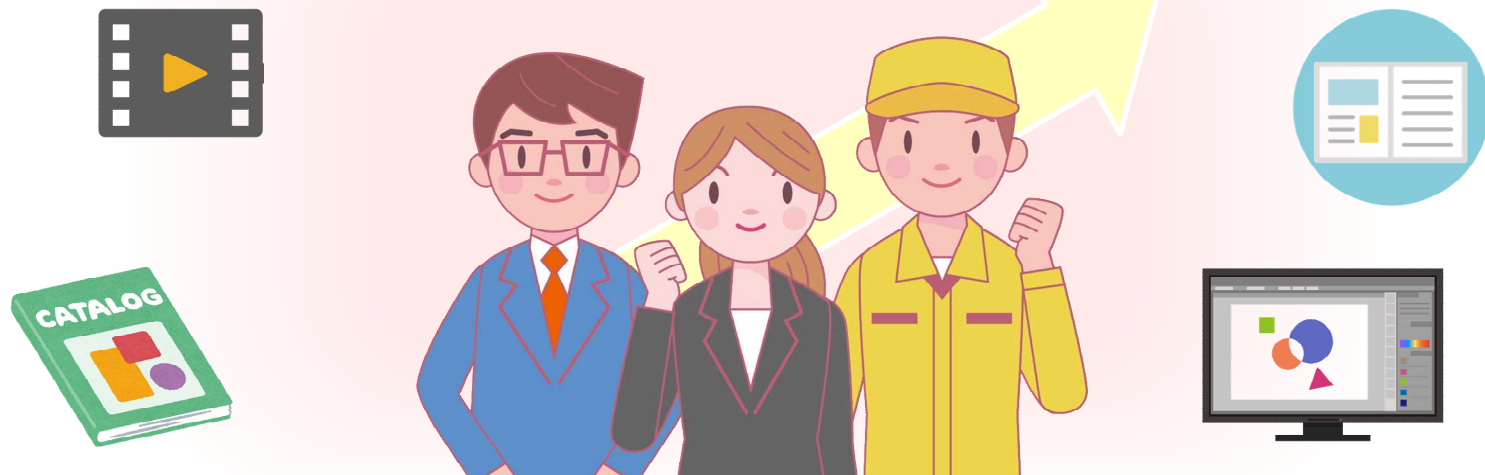


中小企業イメージアップ 推進事業補助金

町内中小企業の皆さまのイメージアップに繋がる
取り組みを応援します！！



対象者

- ・町内に店舗又は事業所を有し、事業を行うもの（大企業は除く）
- ・補助金交付は、同一年度内1回限り

対象経費

- ・ホームページ作成に係る経費（※）
- ・PR動画作成に係る経費（※）
- ・パンフレット、カタログ作成に係る経費
- ・会社のロゴ、デザイン作成に係る経費
（※ インターネット上に掲載するものであること）

補助金額

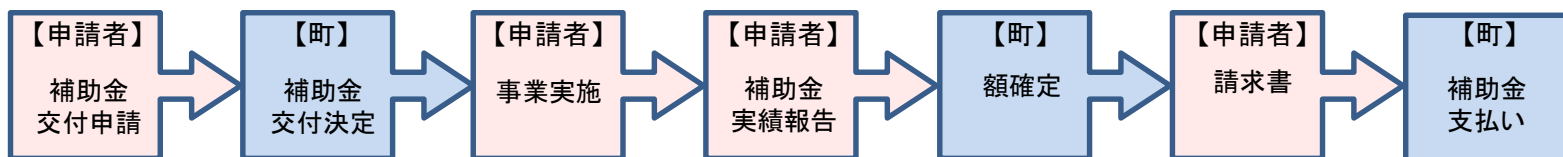
対象経費の1/2（上限10万円）

※ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

申請時期

令和3年4月1日（木）～ 8月31日（火）

事業の流れ



※実績報告書は、事業完了後20日以内に町へ提出

※申請書は、商工会での（交付要綱第3条第1項に規定する事業者）確認が必要です。

※交付決定を受けた日以降に事業を実施して下さい。交付決定日までに事業を実施した場合、補助対象外となります。

※事業は年度内に完了して下さい。

お問い合わせ

琴浦町商工観光課

〒689-2392 琴浦町徳万591-2

TEL(0858)52-1713

FAX(0858)52-1714

琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金交付要領

【補助対象事業者】

- ・ 町内に店舗又は事業所を有し、事業を行うもの。
ただし、大企業（資本金の額又は出資の総額が3億円以上の企業及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以上である企業）は除く。
- ・ 町税を納期限までに完納していること。

【補助事業・補助対象経費】

補助事業	補助対象経費
(1) ホームページ作成事業	■外部委託する場合 ・委託料 ■自社で行う場合 ・ソフトウェア購入費用 ・撮影機材レンタル料 ・作成に必要な消耗品等 ※補助対象外経費 ・飲食費 ・通信経費等のランニングコスト ・パソコン、デジタルカメラ等ハードウェア購入費
(2) PR動画作成事業	
(3) パンフレット又はカタログ作成事業	
(4) 会社のロゴ又はデザイン作成事業	

【交付申請】

- ・ 琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画及び収支予算書（様式第2号）
- ・ 補助事業の内容が分かる書類
- ・ 補助事業に係る費用、経費等が確認できるもの
- ・ 制作状況が分かるもの（変更の場合）

【実績報告】

- ・ 琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ・ 事業報告及び収支決算書（様式第2号）
- ・ 領収書の写し等補助対象経費を証する書類
- ・ 成果品（制作したものが分かる写真、画像等）

※ 同様の趣旨で交付される国・県その他公共的団体の補助金の交付を受ける場合は、補助対象外。

※ 琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例（平成31年琴浦町条例第12号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあつては、町内事業者への発注に努めていただくこと。

※ 事業の詳細は、ホームページに掲載している補助金交付要綱でご確認ください。